

日弁連総第41号  
2017年（平成29年）11月29日

法務大臣 上 川 陽 子 殿

日本弁護士連合会  
会長 中 本 和 洋

日本において国連犯罪防止刑事司法会議が開催される2020年までに死刑制度の廃止を求める要請書

## 第1 要請の趣旨

- 1 法務省に，死刑制度に関する当面の検討課題についての有識者会議を設置して，死刑制度の廃止，死刑に代わる最高刑（仮釈放のない終身刑を含む。）と仮釈放・恩赦制度及び犯罪被害者支援方法について調査すること。
- 2 前項の調査結果と議論に基づいて，国連犯罪防止刑事司法会議が開催される2020年までに死刑制度を廃止すること。
- 3 死刑制度が廃止されるまでの間，全ての死刑の執行を停止すること。

## 第2 要請の理由

### 1 日本における死刑制度と当連合会の活動

- (1) 現在，日本には約130人の死刑確定者がおり，毎年，死刑判決が言い渡され死刑の執行が繰り返されている。

しかし，歴史上日本で死刑が執行されなかった時期が300年以上存在することを忘れてはならない。嵯峨天皇は，えん罪による処刑を懸念して，818年から死罪を遠流か禁獄に減刑した。これ以来，日本では347年間という長期間にわたって，律令による死刑は執行されなかった。死刑は，古くからの日本の不易の伝統ではない。

また，1940年代に行刑局長を務めた正木亮は，「囚人もまた人間なり」として行刑累進処遇令を策定し，死刑制度の廃止の運動を指導した。多くの国々で死刑廃止の活動が法務の行政機関幹部によって主導されたのと同じである。国会では1956年と1965年の二度にわたって死刑廃止法案が提出されてきた。

ところが、近時はそのような動きも少なくなり、今や死刑廃止を公に語る法務省幹部もいない。国連自由権規約委員会や国連拷問禁止委員会等の国際機関から、国際人権（自由権）規約第6条（生命の権利）、第7条（非人道的な刑罰の禁止）、第14条（公正な裁判の保障）等を根拠に、次の諸点について幾度となく改善を勧告されている。

- ① 死刑の存廃に関する議論を行うための死刑執行の基準、手続、方法等死刑制度に関する情報が公開されていないこと。
- ② 死刑判決の全員一致制、死刑判決に対する自動上訴制、死刑判決を求める検察官上訴の禁止等の慎重な司法手続が保障されていないこと。
- ③ 死刑に直面している者に対し、被疑者・被告人段階、再審請求段階、執行段階のいずれにおいても十分な弁護権、防御権が保障されていないこと。
- ④ 犯行時少年だった者や心神喪失の者の死刑執行が行われないことを確実にする制度がなく、心神喪失の者が処刑されたと疑われる事例があること。
- ⑤ 死刑確定者に対して、外部交通の範囲が厳しく限定されていること。
- ⑥ 死刑確定者の処遇が独房で行われ、他の被拘禁者との接触が断たれているために心身の健康を害する例が多いこと。
- ⑦ 死刑執行の告知が当日の朝になされること。

しかし、日本では、今日までこれらの勧告に対して見るべき改善はなされていない。

- (2) 当連合会は、2011年10月7日、香川県高松市における第54回人権擁護大会において「罪を犯した人の社会復帰のための施策の確立を求め、死刑制度についての全社会的議論を呼びかける宣言」（以下「高松宣言」という。）を採択した。

高松宣言は、死刑が、かけがえのない生命を奪う非人道的な刑罰であることに加え、罪を犯した人の更生と社会復帰の観点から見たとき、更生し社会復帰する可能性を完全に奪うという問題点を内包していることや、裁判は常に誤判の危険をはらんでおり、死刑判決が誤判であった場合にこれが執行されてしまうと取り返しがつかないこと等を理由として、死刑のない社会が望ましいことを見据え、死刑廃止についての全社会的議論を直ちに開始することを呼び掛ける必要があるとした。

高松宣言を実現するために、当連合会は、全弁護士会から委員の参加を得て、死刑廃止検討委員会を設置し、法務大臣に対して死刑執行の停止を要請する活動、国会議員・法務省幹部・イギリス大使等のEU関係者（EUは日

本に対し死刑廃止・死刑執行停止を求めている。)・マスコミ関係者・宗教界との意見交換,海外調査(韓国,米国のテキサス州,カリフォルニア州及びイリノイ州,イギリス並びにスペインの死刑及び終身刑等の最高刑の調査),政府の世論調査に対する当連合会意見書の公表,死刑廃止について考えるためのシンポジウム等の開催,市民向けパンフレットの発行等たゆまぬ活動を重ねてきた。世論調査の設問が幅広く,より公平な内容に変わったのも,当連合会等の働き掛け等によるところが大きいと言えるだろう。

また,各地の弁護士会・弁護士会連合会においても,死刑制度について検討するための委員会等を設置しており,全国で死刑をテーマにしたシンポジウムも数多く開催されている。死刑の執行に抗議する会長声明,談話等も,数多くの弁護士会・弁護士会連合会で公表されている。

- (3) そして,当連合会は,2016年10月7日,福井市で開かれた第59回人権擁護大会で,「2020年までに死刑制度の廃止を目指し,終身刑の導入を検討する」とする「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し,初めて,死刑制度の廃止を明確に打ち出した。

## 2 袴田事件等に見る現実的な誤判・えん罪の危険性

### (1) 犯人性の誤り

2014年3月,当連合会が再審支援をしている袴田巖死刑確定者の死刑事件について再審開始が決定された。死刑と拘置の執行が停止され,袴田氏は約48年ぶりに東京拘置所から釈放された。日本では,1980年代に4件の死刑事件(免田事件,財田川事件,松山事件,島田事件)について再審無罪が確定しているが,袴田事件の再審開始決定は,誤判・えん罪の危険性が具体的・現実的であることを,改めて私たちに認識させるものであった。

袴田事件は1966年に起きた事件であるが,犯人とされた袴田氏は,当時30歳であり,死刑確定から再審開始決定まで約33年,逮捕から再審開始決定・釈放まで約48年を要し,釈放時は78歳であった。しかし,検察側が即時抗告したことから,現在,即時抗告審が東京高等裁判所に係属中である。袴田氏は,長期間にわたる死刑執行の恐怖と,昼夜間独居拘禁の中での収容により,心身を病んでしまった。

また,当連合会が再審支援をする奥西勝氏の名張事件は,第一審の津地裁で無罪となったものの,控訴審の名古屋高等裁判所で逆転死刑となり最高裁判所で死刑が確定したという経過がある。その後,2005年に再審開始決定が出されたが検察官の異議申立てにより取り消され,2015年10月,

奥西氏は再審請求中に亡くなってしまった。現在、死後再審請求を行っている。

さらに、飯塚事件では、再審無罪となった足利事件と同時期に同じ方法で行われたDNA型鑑定が有罪の有力証拠とされて死刑が確定し、2008年10月にその執行がなされてしまった。現在、死後再審請求が行われているが、えん罪による執行の疑いを拭いきれない。

## (2) 量刑に関わる事実認定の誤り

犯人性の誤判のみならず、量刑に関わる事実認定の誤りも、死刑事件においては重大である。

近年、裁判員裁判での死刑判決が上級審で覆った例が、3件生じた。この3件について控訴していなかったならば、死刑判決が確定し、その後の執行で生命を奪われていたことになる。

ほかにも、いわゆる「闇サイト殺人事件」では、共同被告人3人のうち2人が第一審では死刑を言い渡されたが、そのうちの1人は控訴審で死刑が破棄され無期懲役とされたのに対して、もう1人は控訴の取下げによって死刑が確定した。

さらに、家族3人殺害で無期懲役にとどまった裁判例がある一方、裁判員裁判で、同種の事件において死刑が選択された事件も存在する。

これらの事件の存在は、量刑面で誤った事実認定に基づく判決のまま命が奪われる可能性があり得ることを示している。

## (3) 日本の刑事司法制度におけるえん罪発生の危険

日本の刑事司法制度においては、起訴前の勾留期間を通じて長期間・長時間の取調べがなされ、虚偽の自白がなされる危険性が高いと言える。取調べの録音・録画については、2016年刑事訴訟法の改正によって、一部の犯罪については認められたものの、取調べの全件・全過程の録音・録画、弁護人の取調べへの立会い及び全面的証拠開示制度も実現していない。日本の刑事司法制度の中で、えん罪が発生する危険性は高いレベルにあると評価せざるを得ない。

以上のとおり、誤判・えん罪（量刑事実の誤判を含む。）により、現実には、無実の者や不当に死刑判決を受けた者が国家刑罰権の名の下に生命を奪われてしまう具体的な危険があり、これらは取り返しのつかない人権侵害である。

## 3 国際社会における死刑制度廃止への動き

2016年12月末日現在、法律上死刑を廃止している国は104か国、通常犯罪について死刑を廃止している国は7か国、事実上死刑を廃止している国（10年以上死刑が執行されていない国）は30か国であり、法律上及び事実上の死刑廃止国は合計141か国に上り、世界の国々の3分の2以上を占めている。しかも、実際に死刑を執行した国は残りの3分の1よりも更に少なく、2016年では23か国しかなかった。

また、2016年12月には国連総会において、「死刑の廃止を視野に入れた死刑執行の停止」を求める決議が、117か国の圧倒的多数の賛成により採択された。同決議は、死刑制度を保持する国々に対し、死刑に直面する者の権利を保障する国際的な保障措置を尊重し、死刑が科される可能性がある犯罪の数を削減し、死刑の廃止を視野に死刑執行を停止することを要請している。

しかも、OECD（経済協力開発機構）加盟国35か国のうち、死刑を存置しているのは、日本、米国及び韓国の3か国のみである。このうち、韓国は死刑の執行を20年近く停止している事実上の死刑廃止国である。また、アムネスティ・インターナショナルによると、米国では、50州のうち19州が死刑を廃止し、死刑を存置する31州のうち、4州（コロラド州、ペンシルバニア州、ワシントン州、オレゴン州）では州知事が死刑の執行停止を宣言しており、死刑を執行したのは、2016年で5州（フロリダ州、テキサス州、ジョージア州、アラバマ州、ミズーリ州）のみである。したがって、死刑を国家として統一して執行しているのは、OECD加盟国のうちでは日本だけという状況にある。

日本は、国連自由権規約委員会（1993年、1998年、2008年、2014年）、拷問禁止委員会（2007年、2013年）や人権理事会（2008年、2012年）から死刑執行を停止し、死刑廃止を前向きに検討するべきであるとの勧告を受け続けているにもかかわらず、死刑の執行を繰り返している。

このように、死刑制度を残し、現実に死刑を執行している国は、世界の中では例外的な存在となっている。この事実は、日本の社会において広く知られているとは言えず、今後の死刑の在り方を考える上で、共通に認識されなければならない。このように、国際的な「世論」とも言うべき死刑制度廃止要請に対して、これ以上日本政府が対応しないことは、日本の国際的信用を損ない、日本の人権水準に対する重大な懸念となっている。

#### 4 死刑の犯罪抑止力に対する疑問

死刑制度に他の刑罰に比べて犯罪に対する抑止効果が認められるかどうか、長い論争が続けられてきた。しかし、そのような犯罪抑止力があることを疑問の余地なく実証した研究はなく、むしろ多くの研究は、死刑の犯罪抑止効果に疑問を示しているのが実情である。例えば、米国では、死刑廃止地域より存置地域の方が、殺人発生率が著しく高いとのデータも示されている（Death Penalty Information Center の調査による。）。

他方、日本における凶悪犯罪は減少傾向にあり、殺人（予備・未遂を含む。）の認知件数は、1978年からは2000件を下回り、2013年には1000件を下回った。2016年は895件である。殺人発生率（既遂）も人口10万人当たり0.28件であり、218か国中211番目（日本より下位の国々は、人口56万人のルクセンブルグ及びその他6か国は人口2000人から7万人の小国である。）に位置している。日本は、凶悪犯罪が最も少ない国の一つであり、死刑により凶悪犯罪を抑止する必要性が低い社会である。

そして、犯罪の抑止は、犯罪原因の研究と予防対策を総合的・科学的に行うことによって達成すべきであり、他の刑罰に比べて死刑に犯罪抑止力があるということは科学的に証明されていないのであるから、犯罪抑止力を根拠に死刑を存続させるべきであるとは言えない。

## 5 不十分な情報公開と世論の変化の可能性

(1) 2007年12月以降、政府は、被執行者の氏名、生年月日、犯罪事実及び執行場所を公表するようになったが、それ以外は公表していない。2010年8月には、一部の報道機関に対してのみ東京拘置所の刑場が公表されたが、以後公表はない。死刑制度に関する情報公開は極めて不十分である。2014年2月には、裁判員経験者20名から法務大臣に対して、死刑執行の停止と死刑に関する情報公開を求める要望書も提出されている。

(2) 政府は、国際機関からの死刑の執行停止を求める意見に対して、日本の死刑制度は国民世論に支持されていると説明してきた。内閣府が2014年11月に実施した世論調査で、「死刑もやむを得ない」という回答が80.3%という結果となったこと等を根拠にするものであろう。しかし、そのうち「状況が変われば廃止」が40.5%であり、また「終身刑導入なら廃止」も全回答者の37.7%に上っている。死刑についての情報が十分に与えられ、死刑の代替刑も加味すれば、死刑存置が必ずしも国民世論の多数になるとは限らない。

日本の死刑に関する世論調査について、死刑存置賛成でも確固たる意見を持っていない人が多いこと、死刑に関する情報を与えられると死刑制度への支持に変化が見られることを実証的に明らかにした犯罪学者の佐藤舞氏の研究は、その一例である。

十分な情報を提供し、熟議すれば、国民世論も変化し得ると考えられる。そして、多くの死刑廃止国において、廃止時には存置の意見の方が多かったにもかかわらず、廃止後に徐々に世論が変化していることが指摘されている。

世論に働き掛け、これを変えるための努力は続けられなければならないが、そもそも死刑廃止は世論だけで決めるべき問題ではない。世界の死刑廃止国の多くも、犯罪者といえども生命を奪うことは人権尊重の観点から許されない等との決意から、政治や行政機関の主導により、世論調査で廃止の意見が多数になるのを待たずに死刑廃止に踏み切ってきた。

#### 6 犯罪人引渡しを受けるために

日本国内で犯罪が発生し、その被疑者が外国に出国した場合には、当該国との間で犯罪人引渡条約に基づき被疑者の引渡しを受けることとなる。ところが、日本は、韓国とアメリカの僅か2か国との間でのみ犯罪人引渡条約を締結しているに止まる。その2か国以外の国に被疑者が出国した場合には、被疑者の引渡しを受けることができず、日本で裁判を実現することができなくなる。犯罪人引渡条約の締結国が少ない理由として、日本に死刑制度が存置されていることが考慮されているとの指摘がなされている。とりわけ死刑を廃止しているEUの加盟国との間では今後も同条約の締結の見込みは薄い。死刑を廃止し、諸外国と日本との間で、犯罪人引渡条約を締結しやすくする環境を整えることも必要である。

#### 7 なぜ死刑制度を廃止しなければならないのか

死刑は、生命を剥奪するという刑罰であり、国家による重大かつ深刻な人権侵害であることに目を向けるべきである。刑事司法制度は人の作ったものであり、その運用も人が行う以上、誤判・えん罪の可能性そのものを否定することは誰にもできないはずである。

死刑は、生命という全ての利益の帰属主体そのものの存在を滅却するのであるから、一度執行されれば取り返しがつかない点で、他の刑罰とは本質的に異なるものである。そして、死刑は、罪を犯した人の更生と社会復帰の可能性を完全に奪う刑罰である。私たちが目指すべき社会は、罪を犯した人も最終的に

は受け入れる寛容な社会であり、全ての人が尊厳をもって共生できる社会である。

## 8 死刑制度を廃止した場合の最高刑の在り方

最初に確認しなければならないことは、日本における無期懲役刑は、仮釈放の可能性のある終身刑だということである。仮釈放されても、仮釈放の条件違反や再犯があれば再収容されるのであり、また多くの無期受刑者は、仮釈放されることなく獄死している。

当連合会は、2008年11月18日付け「『量刑制度を考える超党派の会の刑法等の一部を改正する法律案（終身刑導入関係）』に対する意見書」において、「無期刑受刑者を含めた仮釈放のあり方を見直し無期刑の事実上の終身刑化をなくし、かつ死刑の存廃について検討することなしに、刑罰として新たに終身刑を創設すること（量刑議連の「刑法等の一部を改正する法律案」）には反対する。」との意見表明を行っている。その理由は、死刑制度を存置したまま現在の長期化した仮釈放の可能性のある終身刑の上に仮釈放の可能性のない終身刑を付け加えれば、有期刑の長期を30年に延ばしていることと併せ、刑罰制度全体の厳罰化を招く危険性があると考えたためである。

確かに罪を犯した人の中には、その時点のままの状態であれば、社会に絶対に復帰させるわけにはいかない人も存在するであろう。しかし、現行制度でも、仮釈放の審査を受けて認められない限り無期受刑者が社会復帰することはなく、毎年仮釈放される数以上の無期懲役受刑者が刑務所内で死亡している事実を、まず確認する必要がある。その上で、死刑制度廃止後の代替的制裁として、仮釈放の検討開始時期を10年とする現行無期刑の上に、20年、25年まで遅らせる「重無期刑制度」を新たに設けることを検討する必要がある。

他方、このような制度では死刑廃止後の被害者の応報感情や一般市民の処罰感情を満足させることができないという考え方もある。

このため、死刑に代わる最高刑として、刑の言渡し時には「仮釈放の可能性がない終身刑制度」を導入するという選択肢、つまり、言渡し時には生涯拘禁されることを内容とする終身刑の制度を死刑に代わる最高刑として導入することを検討する必要があるだろう。ただし、仮に刑の言渡しの時点では仮釈放の可能性が認められない終身刑制度を導入したとしても、「人は変わり得る」のであるから、受刑者が変化し真に更生した場合には、社会に戻る道が何らかの形で残されていなければならない。本人が努力しても、釈放の可能性が全くない刑罰に希望はなく、非人道的な刑罰であると言わざるを得ない。

ヨーロッパ人権裁判所も、「ヴィンター対英国事件」において、2013年7月9日、釈放の可能性のない終身刑が、人権及び基本的自由の保護のための条約（ヨーロッパ人権条約）第3条に違反する非人道的な刑罰であるとする判決を言い渡した。この判決は、「ハッチンソン対英国事件」の2015年2月3日判決において見直されていたが、それは、イギリス政府が内務大臣による温情による釈放の権限（終身刑マニュアル）をより広範に行使すると約束したことを根拠に、将来イギリスがこの釈放権限を明確化することに期待して、条約違反の判断を回避したものである。

このように、仮釈放の可能性のない終身刑を導入するとしても、将来の減刑の可能性を制度的に残し、例えば25年以内に本人の更生の進展を審査して仮釈放のある無期刑への減刑の可能性を認めるかどうかについて、受刑者の申立てに基づく再審査の制度等を確保すべきである。そして、このような再審査は、行政機関による恩赦措置としても可能であるが、フランス、イタリア、スペインの行刑裁判官が担っているような役割を裁判所が担い、裁判所が刑の変更の可否を検討する制度設計が望ましい。

なお、スカンジナビア諸国やドイツ、スペイン等の国々では、終身刑そのものが廃止され、日本における無期刑に相当するような刑罰もなく、有期刑が最高刑とされている。

このような刑罰制度の改革と同時に、後述する無期刑の仮釈放制度の改革を確実に実現し、受刑30年を経過しても、多くの無期受刑者について仮釈放の審査の機会すら保障されないという異常な現状を、同時に改革しなければならない。

## 9 犯罪被害者・遺族の支援

刑罰制度の改革と犯罪被害者・遺族の支援とは別個の課題であるが、いずれも重要な課題である。全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するのであり、犯罪被害者等のための施策は、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者が必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものでなければならず、国は、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し実施する責務を有する（犯罪被害者等基本法）。

したがって、犯罪被害者等に対する支援は、犯罪被害者等を取り巻く状況を踏まえ、福祉の協力を得て、精神的な支援を含めた総合的な支援が必要である。犯罪被害者の損害賠償請求の実効性の確保や犯罪被害者に対する経済的支援施

策の抜本的な拡充，公費による被害者支援弁護士制度の創設，各地における性犯罪被害者のワンストップセンターの設立・整備や被害者支援条例の制定等，犯罪被害者に対する支援のために取り組むべき課題は多い（第60回人権擁護大会「犯罪被害者の誰もが等しく充実した支援を受けられる社会の実現を目指す決議」）。これらの課題の実現のために犯罪被害者支援活動を一層拡充していくことが必要である。

#### 1 0 有識者会議設置の必要性

以上のとおり死刑制度は廃止しなければならない。また，人権を尊重する民主主義社会にとって，被害者の支援と死刑のない社会への取組はいずれも実現しなければならない重要な課題であり，被害者の声を聞いた上で，被害者支援の方法についても調査する必要がある。したがってこれらを実現するためには，法務省に死刑制度に関する以下の当面の検討課題について議論するための有識者会議を設置し，調査をする必要がある。

##### 死刑制度に関する当面の検討課題

- ① 死刑制度の廃止について
- ② 死刑に代わる最高刑（仮釈放のない終身刑を含む。）と仮釈放・恩赦制度について
- ③ 犯罪被害者支援方法等について

#### 1 1 死刑の廃止時期－2020年の国連犯罪防止刑事司法会議に向けて

国連犯罪防止刑事司法会議（コンGRESS）は，5年ごとに開催される犯罪防止及び刑事司法の分野における最大の国際会議で，司法大臣や検事総長を含む国連加盟国の政府代表に加え，国際機関，地域機関，NGO，研究機関等が参加する。2020年のコンGRESSは京都で実施されることが予定されているが，国際社会から度々，死刑執行を停止し，死刑廃止を前向きに検討するべきであるとの勧告を受け続けている日本が主催国としてのリーダーシップを発揮するためには，少なくとも世界の潮流に合わせ，死刑を廃止することが必須である。

また，同じ年，東京ではオリンピック・パラリンピックも予定されているが，死刑は，人間の尊厳を謳った五輪憲章の精神にも反しており，日本が人権国の模範となる象徴的な年にすべきであろう。

#### 1 2 死刑の執行停止

前述のとおり，2016年12月の国連総会において，117か国の圧倒的多数の賛成により採択された「死刑の廃止を視野に入れた死刑執行の停止」を求める決議は，死刑制度を保持する国々に対し，死刑の廃止を視野に死刑執行を停止することを要請している。

### 1.3 結語

以上のとおり，死刑制度が廃止されるまでの間，全ての死刑の執行を停止するとともに，犯罪被害者・遺族への支援を充実させながら，法務省に，前記有識者会議を設置して，死刑制度に関する当面の検討課題を議論して，日本で国連犯罪防止刑事司法会議が開催される2020年までに死刑制度を廃止することを求める次第である。